

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										ウェブサイトURL
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を書面で周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他		
該当団体数				19	13	17	3	12	8	4	0	0	3	12
山口県	下関市	下関市教育委員会教育部学校教育課	083-231-1570	○	○		○	○						<a href="http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/contents/1102047438681/index.html">http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/contents/1102047438681/index.html</a>
山口県	宇部市	教育委員会総務課	0836-34-8604	○			○		○					<a href="http://www.city.ube.yamaguchi.jp/kosodate/teate/shuugakuenjo/index.html">http://www.city.ube.yamaguchi.jp/kosodate/teate/shuugakuenjo/index.html</a>
山口県	山口市	学校教育課	083-934-2862	○	○		○	○					○	<a href="http://www.city.yamaguchi.lg.jp/cms-sypher/www/service/detail.jsp?id=2686">http://www.city.yamaguchi.lg.jp/cms-sypher/www/service/detail.jsp?id=2686</a>
山口県	萩市	教育委員会 学校教育課 学務係	0838-25-3564	○	○		○	○	○				○	<a href="http://www.city.hagi.lg.jp/">http://www.city.hagi.lg.jp/</a>
山口県	防府市	学校教育課	0835-25-2493	○	○		○						○	<a href="http://h0hu.city.hofu.yamaguchi.jp/sosiki/38/syugaku/html">http://h0hu.city.hofu.yamaguchi.jp/sosiki/38/syugaku/html</a>
山口県	下松市	教育委員会 学校教育課	0833-45-1868	○	○		○		○					<a href="http://www.city.kudamatsu.lg.jp/">http://www.city.kudamatsu.lg.jp/</a>
山口県	岩国市	学校教育課	0827-29-5204	○	○		○	○						
山口県	光市	教育総務課 経理係	0833-74-3601	○	○									<a href="http://www.city.hikari.lg.jp/kyouiku/soumu/shuugakuenjo.html">http://www.city.hikari.lg.jp/kyouiku/soumu/shuugakuenjo.html</a>
山口県	長門市	教育委員会学校教育課	0837-23-1258	○	○		○	○						<a href="http://www.city.nagato.yamaguchi.jp/">http://www.city.nagato.yamaguchi.jp/</a>
山口県	柳井市	教育委員会学校教育課	0820-22-2111		○		○	○						
山口県	美祿市	学校教育課	0837-52-1118	○	○	○								<a href="http://www2.city.mine.lg.jp/www/toppage/000000000000/APM03000.html">http://www2.city.mine.lg.jp/www/toppage/000000000000/APM03000.html</a>
山口県	周南市	教育部 学校教育課	0834)22-8543	○	○		○	○	○					<a href="http://www.city.shunan.lg.jp/section/ed-gakkyo/syugaku.html">http://www.city.shunan.lg.jp/section/ed-gakkyo/syugaku.html</a>
山口県	山陽小野田市	教育委員会学校教育課	0836-82-1202	○	○	○								<a href="http://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/soshiki/38/syugakuenjo.html">http://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/soshiki/38/syugakuenjo.html</a>
山口県	周防大島町	教育委員会 学校教育課	0820-78-2204		○									
山口県	和木町	教育委員会事務局	0827-53-3123	○	○									<a href="http://www.town.waki.lg.jp/life/list.html?navi=22&amp;if_sec1=8">http://www.town.waki.lg.jp/life/list.html?navi=22&amp;if_sec1=8</a>
山口県	上関町	教育文化課総務係	0820-62-0245		○									
山口県	田布施町	学校教育課	0820-52-5812		○		○							
山口県	平生町	教育委員会	0820-56-6083		○									
山口県	阿武町	教育委員会事務局	08388-2-0501			○	○	○						

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																	ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			チ(その他の場合の内容)	平成25年度要保護・準要保護就学援助率				
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率			基準額			
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費等の学校納付金の減免が行われている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学習用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者が職業安定所登録日雇労働者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他				課税所得等の分類	基準額の時期	目安額	
	該当団体数	10	8	6	8	8	10	2	1	7	5	2	2	4	6	9	3	0	0	7							
山口県	下関市	○			○	○	○								○						1.3	課税所得	その他	330	40%未滿		
山口県	宇部市	○																		○					「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額早見表」を利用	25%未滿	
山口県	山口市	○	○	○	○	○	○			○	○			○						○					標準額の認定に、「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額早見表」を利用。(給与収入1.20倍(標準31万円)・1.30倍(標準40万円)・1.30+1.00倍(標準49万円)・1.30+1.00倍(標準58万円)の係数を掛けたもの)	25%未滿	
山口県	萩市		○				○						○		○						1.3	給与収入(税引き前)	前年度	287	15%未滿		
山口県	防府市	○		○	○	○	○		○	○			○		○						1.3	給与収入(税引き前)	前年度	296	25%未滿		
山口県	下松市	○	○	○	○	○	○			○					○						1.3	課税所得	前年度	316	25%未滿		
山口県	岩国市	○	○		○	○	○			○				○	○						1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	390	20%未滿		
山口県	光市														○						1.3	課税所得	前年度	316	35%未滿		
山口県	長門市	○														○					1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	317	15%未滿		
山口県	柳井市																			○					特別支援教育就学奨励費の需要額と、前年度の課税所得額の倍率 1.2倍	30%未滿	
山口県	美祿市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	給与収入(税引き前)	その他	400	4-失業対策事業選考合格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者	20%未滿	
山口県	周南市																			○					標準額の認定に、「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額早見表」を利用	25%未滿	
山口県	山陽小野田市															○					1.3	課税所得	前々年度	316	30%未滿		
山口県	周防大島町	○	○	○	○	○	○		○	○				○													15%未滿
山口県	和木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	給与収入(税引き前)	前年度	363	10%未滿		
山口県	上関町															○					1.3	課税所得	前年度	320	15%未滿		
山口県	田布施町																			○					額定を掛けよとする年度に常務役員が納付する非有税割の所得割課税額(住宅購入等特別控除前)の合計額が、次の各号に掲げる額の合計額以下の者を認定する。(1) 20,000円(2) 認定の前年度12月31日現在の16歳未満の常務役員の数に21,000円を乗じて算出	15%未滿	
山口県	平生町																			○					特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額の1.2倍	20%未滿	
山口県	阿武町	○					○						○	○							1.3	給与収入(税引き前)	前年度	284	15%未滿		

		3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																						
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-1 係数を見直したか					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)			
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他		
		該当団体数	1	0	4	0	4	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	
山口県	下関市	○						○						○			○							
山口県	宇部市																							
山口県	山口市																							
山口県	萩市								○															
山口県	防府市																							
山口県	下松市																							
山口県	岩国市																							
山口県	光市																							
山口県	長門市																							
山口県	柳井市																							
山口県	美祿市																							
山口県	周南市																							
山口県	山陽小野田市																							
山口県	周防大島町																							
山口県	和木町																							
山口県	上関町																							
山口県	田布施町																							
山口県	平生町																							
山口県	阿武町																							

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																				問C 補足事項等		
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2					問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)							
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認	イ. 学校や教育委員会で状況等を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援		ケ. その他	
	該当団体数	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
山口県	下関市																							
山口県	宇部市																							
山口県	山口市																							
山口県	萩市																							重要事項の認定基準の要件のひとつとして、平成28年度の生活扶助基準と、対象者の既往の収入を比べて、生活扶助基準額の1.3倍未満のものとしています。
山口県	防府市			○																				
山口県	下松市																							基準額の特異を変更
山口県	岩国市																							基準額の特異を変更
山口県	光市																							生活扶助基準は、25年8月の変更以前の基準を適用し判定している。(25年度・26年度ともに同基準)
山口県	長門市					○																		基準額の特異を変更
山口県	柳井市																							
山口県	美祿市																							
山口県	周南市																							
山口県	山陽小野田市					○																		基準額の特異を変更
山口県	周防大島町																							
山口県	和木町																							・学校給食費無料化(標準課税者に限らず、全費を無料としている) ・給付金支給制度 ・公営住宅の増設 ・児童福祉の充実(児童相談所、児童発達支援等)
山口県	上関町																							
山口県	田布施町																							
山口県	平生町																							
山口県	阿武町																							